

## 令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付要項

### （趣 旨）

第1条 知事は、隣保館の整備を図るため、隣保館の施設整備を行う市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、「地方改善施設整備費補助金交付要綱」（平成18年10月10日厚生労働省発社援第1010001号厚生労働事務次官通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### （定 義）

第2条 この要項において「施設整備」とは、別表1の区分ごとに掲げる内容をいう。

### （補助の対象）

第3条 次の表の（イ）欄に定める設置根拠等に基づき補助事業者が設置する隣保館に係る（ア）欄に定める対象事業（以下「事業」という。）を補助の対象とし、その補助率（補助金額）は、（ウ）欄に定めるとおりとする。

（ア）対象事業	（イ）設置根拠等	（ウ）補助率（補助金額）
施設整備	社会福祉法（平成12年法律第111号）第2条第3項第1号 平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」	4分の3以内

2 この補助金は、次の各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- （1）土地の買収又は整地に要する費用
- （2）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （3）その他施設整備費として適当と認められない費用

### （交付額の算定方法）

第4条 この補助金の交付額は、次により算出する。

- （1）別表2の第1欄に定める種目において、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）前号の規定により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基準額」という。）に第

3条第1項の表の（ウ）欄に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内の額を交付額とする。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

（1）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

（2）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（3）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（4）補助事業者は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第5号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（5）事業を行うために建設工事の完了を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

2 補助事業者が前項に規定する条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（交付金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記様式第1号によるものとする。

（交付決定の通知）

第7条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 利用定員

2 規則第7条第1項の変更交付申請書は、別記様式第3号によるものとする。

(変更交付決定の通知)

第9条 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、変更交付決定通知書（別記様式第4号）によるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙様式第6号により工事に着工した日から5日以内に、工事進捗状況については別記様式第7号により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告するものとする。

2 工事が完了したときは、工事が完了した日から7日以内に別記様式第8号による工事完了届を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の実績報告書は、別記様式第9号によるものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、別記様式第10号によるものとする。

2 前項の実績報告書提出期限は、事業の完了日から起算して25日を経過した日又は翌年度の4月3日のいずれか早い日とする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月10日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知書は、別記様式第11号により行うものとする。

(補助金の請求等)

第14条 規則第16条第1項の請求は、別記様式第12号の1によるものとする。  
2 補助金の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払（又は前金払）請求書（別記様式12号の2）によるものとする。

（雑 則）

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和8年（2026年）6月3日から施行する。

別表 1

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の模様替	狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事
(4) その他施設における大規模な修繕	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

別表 2

## 算 定 基 準

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
本体工事費	原則として、1施設の総事業費が施設延面積(厚生労働大臣が必要と認めた面積)×4,000円以上のものであり、かつ、500万円以上のもので、知事が必要と認めた額とする。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費(要項の第3条第2項に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)ただし、別の補助金において、別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別記様式第1号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
申請者  
市町村長

令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付申請書  
このことについて、次のとおり事業を実施したいので、令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 円
- 2 施設の種类等 隣保館
- 3 申請額算出内訳 別紙（1）のとおり
- 4 事業計画 別紙（2）のとおり

（添付書類）

- ・ 設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙(1)

施 設 整 備 申 請 額 内 訳

施設の種類 隣保館

施設の名称 \_\_\_\_\_

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄付金 その他の 収入額 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			県補助 基本額 J 円	県補助 所要額 K 円	国庫負担 (補助) 基本額 L 円	国 庫 (補助) 所要額 M 円	県費補助 所要額 (K-M) N 円
		面積等 B	単価 C 円	金額 D 円			算定基準に よる面積等 G 円	算定基準に よる単価 H 円	算定基準に よる算定金額 I 円					
施設整備費														
主体工事費		m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>							
工事事務費		%					%							
小計(本体工事費)														
計														

- (注) (1) B欄の主体工事費については、対象面積(工事事務費についてはその割合)を記入してください。  
 (2) C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入してください。  
 (3) 工事事務費のD欄には、原則として、A欄の金額と主体工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して、少ない方の金額を記入してください。  
 (4) H欄には、C欄の金額と基準単価とを比較して、少ない方の金額を記入してください。ただし、1円未満の端数がある場合には、1円未満を切り捨てて記入してください。  
 (5) I欄の金額は(注)(4)によるほか、対象経費の実支出額が定められた基準額に満たないときは、対象経費の実支出額が算定基準による算定金額となるので、D欄に記入された額以下の額となることに留意してください。  
 (6) J欄には、F欄の金額とI欄の金額とを比較して、少ない方の金額を記入してください。  
 (7) K欄には、J欄の金額に所定の補助率を乗じて得た金額を記入してください。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。  
 (8) L欄には、D欄、F欄、I欄若しくはK欄のうち最も少ない金額を記入してください。  
 (9) M欄は、L欄の金額に国庫補助率(2/3)を乗じて得た額となります。

別紙（２）

事 業 計 画

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類 隣保館
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 利用定員（生活困窮者・ホームレス自立支援センターに限る。）

現在定員	増加定員	合計
(世帯) <sup>人</sup>	(世帯) <sup>人</sup>	(世帯) <sup>人</sup>

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (オ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。  
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（（元 \_\_\_\_\_号）年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がかかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- (イ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計(本体工事費)	_____円
エ	特殊付帯工事費	_____円
オ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	(解体撤去工事費)	_____円
	(仮設施設整備工事費)	_____円
カ	その他の工事費	_____円
キ	合計	_____円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	国庫補助金	_____円
イ	県補助金	_____円
ウ	設置者負担金	_____円
	(内訳) 一般財源	_____円
	地方債	_____円
	寄付金	_____円
エ	合計	_____円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
  - (ア) 直営・請負の別
  - (イ) 着工年月日
  - (ウ) 完了年月日
- キ 仮設施設工事関係
  - (ア) 直営・請負・賃貸借の別
  - (イ) 工事期間
  - (ウ) 仮設施設の使用期間

(5) その他参考事項

### 3 ブロック塀等整備費に係る事業計画

#### (1) ブロック塀等の規模及び構造

ア ブロック塀等の所有関係（自己所有、その他（ ））

イ ブロック塀等整備の区分（新規、改修等の別）

ウ ブロック塀等の面積

（ア）整備前 建築面積  $m^2$ 、延面積  $m^2$ 、高さ cm、厚さ cm

（イ）整備後 建築面積  $m^2$ 、延面積、  $m^2$ 、高さ cm、厚さ cm

エ ブロック塀等の構造

（ア）整備前の構造（ 造）

（イ）整備後の構造（ 造）

（注）整備前及び整備後のブロック塀等の平面図並びに側面図を添付すること。

なお、ブロック塀等を増設する場合は、既存ブロック塀等との関係を図面上で明示すること。

#### (2) 整備費内訳

ア 主体工事費 円

イ 工事事務費 円

ウ 合 計 円

（注）工事費費目別内訳書を添付すること。

#### (3) 財源内訳

ア 国庫補助金 円

イ 県補助金 円

ウ 設置者負担金 円

（内訳）一般財源 円

地方債 円

寄付金 円

エ 合 計 円

#### (4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

#### (5) その他参考事項



令和8年度（2026年度）歳入歳出予算現計表

(歳入)

(単位：千円)

款	項	目	節	現計予算額	説明
合 計					

(歳出)

(単位：千円)

款	項	目	節	現計予算額	財源内訳				説明
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出額	地方債	その他		
合 計									

(注) 財源内訳は、「目」について記載してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村長名

別記様式第2号（第7条関係）

人同政第 号  
年（ 年） 月 日

市町村長 様

熊本県知事 印

令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付決定  
通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和8年度（2026年度）  
熊本県隣保館施設整備費補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定に  
より下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知  
します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和5年（2023年） 月 日付け人同政第 号熊本県環境生活部長通知の別紙「令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付要項」（以下「交付要項」という。）第3条に定める市町村が設置する隣保館の施設整備であり、その内容は、令和 年 月 日付け 第 号申請書の記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 この補助金の額の確定は、交付要項第4条に規定する交付額の算定方法により行うものとする。
- 4 この補助金は、交付要項第5条に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要項第12条に定めるところにより行わなければならない。

別記様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所

申請者

市町村長

令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金変更交付  
申請書

年（ 年） 月 日付け人同政第 号で補助金交付決定通知のあ  
った令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費に係る補助事業の内容等を  
次のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び令和8年度（202  
6年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付要項第8条の規定により、関係書類を添  
えて申請します。

記

1 申請額 金 円  
うち前回交付決定額 金 円

2 施設の種類 隣保館

3 計画変更の理由

4 申請額の内訳（別紙（1）のとおり）  
（別記様式第1号の別紙（1）の様式を準用すること。）

5 事業計画書（別紙（2）のとおり）  
（別記様式第1号の別紙（2）の様式を準用すること。）

（添付書類）

歳入歳出予算書（見込書）抄本

人同政第 号  
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事 印

令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金変更交付決定  
通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金に係る補助事業の内容等の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金を下記のとおり変更することに決定しましたので、同条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、年 月 日付け人同政第 号熊本県環境生活部長通知の別紙「令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付要項」（以下「交付要項」という。）第3条に定める市町村が設置する隣保館の施設整備であり、その内容は、年 月 日付け 第 号申請書の記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
うち今回増加（減少）額	金	円
補助金の額	金	円
うち今回変更交付決定額	金	円
- 3 この補助金の額の確定は、交付要項第4条に規定する交付額の算定方法により行うものとする。
- 4 この補助金は、交付要項第5条に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要項第12条に定めるところにより行わなければならない。

令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金調書

令和8年度（2026年度）

（市町村名）

県			市 町 村									備 考	
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額 円	補 助 率	歳 入			歳 出							
			科 目	予 算 現 額 円	収 入 済 額 円	科 目	予 算 現 額 円	う ち 県 補 助 金 相 当 額 円	支 出 済 額 円	う ち 県 補 助 金 相 当 額 円	翌 年 度 繰 越 額 円		う ち 県 補 助 金 相 当 額 円
(項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 社会福祉施設（隣保館） 施設整備費補助金													
国 (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等施設 整備費補助金 本体工事費													

（作成要領）

- 「県」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額を記入すること。
- 「市町村」の「科目」は、歳入歳出にあつては、款、項、目、節をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の市町村の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において市町村体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に県補助金額を内書（ ）をもって附記すること。
- 「うち県補助金相当額」の数字下欄に、国庫補助金相当額を内書（ ）をもって附記すること。





別記様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

工 事 完 了 届

熊本県知事 様

市町村長

下記のとおり工事が完了したのでお届けします。

記

1 施設名

2 施設所在地

3 工事名

4 請負金額

5 契約年月日

6 工 期

年 月 日 から 年 月 日まで

7 竣工年月日

年 月 日

別記様式第9号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所

補助事業者

市町村長

令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金実績報告書  
年 月 日付け人同政第 号で交付決定のあった令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金に係る事業実績について、熊本県補助金等交付規則第13条及び令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付要項第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 施設の種類 隣保館
- 2 精算額内訳 (別紙(1)のとおり)
- 3 事業実績報告書 (別紙(2)のとおり)
- 4 歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙(1)

施 設 整 備 精 算 額 内 訳

施設の種類 隣保館

施設の名称 \_\_\_\_\_

(単位:千円)

区 分	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出(予定)額			寄付金 その他の 収入額 E 円	差 引 額 (A-E) F 円	算定基準による算定額			県 補 助 基 本 額 J 円	県 補 助 所 要 額 K 円	県 補 助 金 交 付 決 定 額 L 円	県 補 助 金 受 入 済 額 M 円	差 引 過 欠 不 足 額 (K-M) N 円
		面 積 等 B	単 価 C 円	金 額 D 円			算定基準に よる面積等 G 円	算定基準に よる単価 H 円	算定基準に よる算定金額 I 円					
施設整備費														
主体工事費		m <sup>2</sup>					m <sup>2</sup>							
工事事務費		%					%							
小計(本体工事費)														
計														

- (注) (1) B欄の主体工事費については対象面積(工事事務費についてはその割合)を記入してください。  
 (2) C欄の金額に1円未満の端数がある場合は、1円未満を切り捨てて記入してください。  
 (3) 工事事務費のD欄には、原則として、A欄の金額と主体工事費のD欄の金額の2.6%に相当する金額とを比較して少ない方の金額を記入してください。  
 (4) H欄には、C欄の金額と基準単価とを比較して少ない方の金額を記入してください。ただし、1円未満の端数がある場合には、1円未満を切り捨てて記入してください。  
 (5) I欄の金額は(注)(4)によるほか、対象経費の実支出額が定められた基準額に満たないときは、対象経費の実支出額が算定基準による算定金額となるので、D欄に記入された額以下の額となることに留意してください。  
 (6) J欄には、F欄の金額とI欄の金額とを比較して少ない方の金額を記入してください。  
 (7) K欄には、J欄の金額に所定の補助率を乗じて得た金額を記入してください。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

## 事業実績報告書

## 1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地  
 (2) 施設の種類 隣保館  
 (3) 設置主体  
 (4) 年間利用者数

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

## 2 事業計画

## (1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>  
 イ 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）  
 ウ 施設整備の区分 大規模修繕  
 エ 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>  
 オ 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

## (2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円（1 m<sup>2</sup>当たり \_\_\_\_\_円）  
 イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円  
 ウ 合計 \_\_\_\_\_円

（注）工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付してください。

## (3) 施工期間

- ア 契約年月日  
 イ 着工年月日  
 ウ 竣工年月日  
 エ 事業開始年月日

## (4) その他参考事項

## (添付書類)

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し  
 直営の場合は、支払領収書の写し  
 イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し（建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）  
 ウ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図  
 エ 建物内外主要部分の写真  
 オ 工事契約金額報告書

別記様式第10号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

住 所  
補助事業者  
市町村長

令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金の年度終了  
実績報告について  
年 月 日付け人同政第 号で交付決定のあった令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費に係る年度内における事業実績について、熊本県補助金等交付規則第13条後段及び令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付要項第12条の規定により、別紙のとおり報告します。



別記様式第11号（第13条関係）

人同政第 号  
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事 印

令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付確定  
通知書

年 月 日付け人同政第 号で交付決定しました令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記様式第12号の1（第14条関係）

令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け人同政第 号で確定の通知があった令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付要項第14条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振込先	銀行 支店
預金種別	
口座名義	
口座番号	

添付書類

1 支出計算内訳明細書

令和 年 月 日

住 所  
市町村名  
職・氏名

熊本県知事

様

別記様式第12号の2（第14条関係）

令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金概算払請求書

令和 年（ 年） 月 日付け人同政第 号で交付決定の通知があった令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付要項第14条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

口座振込先	銀行 支店
預金種別	
口座名義	
口座番号	

添付書類

- 1 支出計算書内訳書
- 2 概算払を必要とする理由書

令和 年 月 日

住 所  
市町村名  
職・氏名

熊本県知事

様

(参考)

概算払を必要とする理由書

「令和8年度（2026年度）熊本県隣保館施設整備費補助金交付要項」に基づく隣保館大規模修繕を円滑に施工するため。

令和 年 月 日

市町村名  
職・氏名

熊本県知事 様

## 支 出 計 算 内 訳 明 細 書

(単位：円)

補助事業名	事業箇所	総事業費	補助基本額	補助率	実施事業費	進捗率 %	所 要 額			補助金交 付決定額	補助金相当額			摘要
							前回まで	今回	計		前回まで	今回	計	
合 計														

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

市町村長名

(注)

- |            |   |
|------------|---|
| 1 補助事業名    | 工事名等を具体的に記載すること。  |
| 2 事業箇所     | 工事等の施工箇所を記載すること。  |
| 3 総事業費     | 当該事業に係る実経費の総額を記載すること。   |
| 4 補助基本額    | 補助金交付決定の基礎となった額を記載すること。   |
| 5 実施事業費    | 実際の補助対象経費の合計額を記載し、その内訳金額を摘要欄に記載すること。  |
| 6 進捗率      | 原則として、本調書作成時の進捗度合に、当該四半期末までの進捗度合を勘案して、進捗率を決定すること。ただし、事業の進捗が円滑なものにあっては、次の四半期までの進捗度合を含めて差し支えないこと。 |
| 7 所要額      | 実施事業費に進捗率を乗じた額を記載すること。  |
| 8 補助金交付確定額 | 熊本県補助金等交付規則第4条に基づき、同規則第6条により通知のあった補助金交付決定額を記載すること。  |
| 9 補助金相当額   | 補助金交付決定に進捗率を乗じた額を記載すること。  |
| 10 摘要欄     | その他、参考事項を記載すること。  |